

# 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年8月

(世羅町)

# 1 新型コロナウイルス感染症の概要

## (1) 新型コロナウイルスとは

コロナウイルスが変異してできたウイルスです。コロナウイルスは、一般の風邪の原因となるウイルスですが、これまでも変異を起こして「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や平成 24 年以降、「中東呼吸器症候群（MERS）」が発生しています。

## (2) 感染経路

人に感染する経路は、飛沫感染と接触感染があります。飛沫感染とは、感染者が咳やくしゃみをしたときに、飛び散る唾液などの飛沫が、他の人の口や鼻などに入ることで起こる感染をいいます。

飛沫感染は、飛沫が飛び散る約 2 メートルの距離で起こります。また、直接、口や鼻に入らなくても、顔に付着して、それを手で触り、その手を洗わずに口や鼻を触ることで感染します。

接触感染とは、例えば感染者がウイルスを含んだ自分の唾液や鼻水が手に付いてしまい、その手で周囲のものを触り、それを他の人が触って感染することをいいます。

## (3) 潜伏期間

感染してから発症までの期間（潜伏期間）は、1～14 日です。

## (4) 症状

症状は、発熱（※）、咳、息苦しさ、倦怠感、頭痛などです。熱がそれほど高くなくてもかかわらず、強い全身倦怠感や、味覚や嗅覚に異常がある時にも注意が必要です。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）では 37.5℃以上のことです。ただし、平熱は個人差や一日の内で変動があるので、あくまで目安です。

## (5) 感染力

感染後の体内のウイルスについては、発症する 1～2 日前から気道にウイルスを認め、軽症例では、発症後 8 日目までウイルスを認めます。また、感染力は、発症の 2 日前から発症直後に最大となりますが、7 日以内に急激に低下するという報告があります。

## (6) 無症状病原体保有者

新型コロナウイルスに感染していても、症状のない人のことです。無症状病原体保有者からも感染する可能性があります。

## (7) 予防法

### ア 基本的な感染予防法

- ・石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行
- ・外出時のマスクの着用（ただし、熱中症に注意）
- ・咳エチケット
- ・十分な睡眠・栄養をとり、適度な運動を行うなどの健康管理

### イ 「3つの密」の回避

密閉（換気の悪い密閉空間）、密集（多くの人々が密集）、密接（近距離での会話）を避ける。

### ウ 不要不急の外出の自粛

## (8) 検査

### ア ウイルスの存在を調べる検査

- ・PCR検査：ウイルスの遺伝子の有無を調べます。  
数時間を要します。これまで検体は鼻咽頭ぬぐい液や痰でしたが、現在は唾液でも可能となっています。
- ・抗原検査：ウイルスに特有なたんぱく質の有無を調べます。  
30分程度で結果が判明しますが、陰性の場合にはPCR検査で確認を要する場合があります（発症後2～9日までの場合の陰性ではPCR検査不要）。

### イ これまでウイルスに感染したか否かを調べる検査

- ・抗体検査：現在、日本では診断用での承認はされていません。

## (9) 治療

現在、日本で承認されている治療薬は、レムデシビル（販売名：ベクルリー）です。元々エボラ出血熱の治療薬として開発され、ウイルスの増殖を抑制する効果があるとされています。人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）などを使用している重症患者に点滴で投与します。

ファビピラビル（販売名：アビガン）は、元々タミフルのような一般的な抗ウイルス薬の効かない新型インフルエンザに対する薬ですが、現在、新型コロナウイルス感染症の治療薬としての承認に向けて治験が行われています。

なお、薬剤の使用は各医師の判断で行われます。

## (10) ワクチン

現在、日本を含む世界で開発中です。

## (11) 重症化

感染者の約80%は軽症ですが、重症化する人は風邪症状が出て5～7日程度で急激に悪化し、肺炎に移行するとの報告があります。全国では国内事例で18,394人の陽性者のうち、973人が亡くなっています（致死率：5.3%）（2020年7月1日現在）。

また、喫煙者は、人工呼吸器を装着する、あるいは死亡する危険性が非喫煙者の3倍以上になるとの報告があります。

なお、重症化しやすい人は、次のような人です。

- ・ 高齢者
- ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、高血圧、慢性呼吸器疾患、がんなど）がある人
- ・ 透析を受けている人
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

## 2 平常時の対策

対策の第一歩は、日頃からの感染予防対策と、万が一感染した場合、家族などに感染を拡げない対応を理解して準備しておくことです。また、重症化を防ぐという観点からは、「生活習慣病予防」や「喫煙対策」も重要となります。

日頃から、食事、運動、休養などによる「生活習慣病予防」や「喫煙対策」も重要となります。

一方、「喫煙対策」として、受動喫煙防止のさらなる推進に努めるとともに、喫煙されている人は、新しい生活様式として、禁煙も選択肢の一つとなります。

### (1) 日頃からの健康管理

通学前や出勤前などに、毎日本体を測定し、記録しましょう。

発熱や風邪症状がある場合、学校や職場へ連絡をし、状況に応じて休暇を取って安静に努めましょう。

発熱や風邪症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口やかかりつけの医療機関に相談しましょう。ただし、受診する時は、あらかじめ電話などで相談して、その指示に従ってください。

### (2) 家庭での感染予防対策

ア 「3つの密」を避けましょう。

(ア) 密閉（換気の悪い密閉空間）

- ・窓やドアを開け、こまめに換気をしましょう。

(イ) 密集（多くの人が密集）

- ・屋外でも、多くの人が集まる場所は避けましょう。
- ・スーパーのレジなどで列に並ぶときは前の人に近づき過ぎないようにしましょう。

(ウ) 密接（近距離での会話）

- ・電車やエレベーターなどでは、会話を控えましょう。
- ・対面で会話する場合には、マスクを着用しましょう。
- ・大人数の会食は控えましょう。
- ・人混みや近い距離で、会話をしている、大きい声を出す、歌を歌う、激しい運動をすることは控えましょう。

イ 咳エチケットを守りましょう。

他の人に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえましょう。

(ア) 正しいマスクの着用方法

- ①鼻と口の両方を確実におおおう。
- ②ゴムひもを耳にかける。
- ③隙間がないように鼻までおおおう。

(イ) マスクを着用するうえでの注意点

- ・人は、無意識に顔を触っています。その際にマスクに触れることがあります。マスクの表面に付着したウイルスが手に付かないように、マスクの表面には触れないようにしましょう。
- ・自宅で家族と一緒にいるときや、屋外の人通りの少ない道など、人との距離が十分確保できる場合には、マスクの着用は不要です。
- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は熱中症になりやすいため、十分に注意しましょう。

ウ こまめに手を洗いましょう。

- ・石けんで、こまめに手を洗いましょう。
- ・洗っていない手で、目や鼻、口などを触らないようにしましょう。

(ア) 手洗いのタイミング

- ・外から帰宅した時
- ・いろんな人が触れるものを触った後
- ・調理の前後や食事の前
- ・トイレの後

(イ) 汚れが残りやすいところ

- ・指先
- ・指の股
- ・親指の回り
- ・手首
- ・手のしわ

(ウ) 手洗い手順

- ①手を水で濡らし、石けんをつけます。
- ②腕から指先まで、丁寧にこすり洗います。特に、指の股や指先をよく洗います。
- ③十分に水洗いし、石けんをよく洗い流します (20～30 秒間)。
- ④ペーパータオル又は清潔なタオルで手を拭きます。

※石けんにはウイルスの感染力を失わせる効果はありませんが、手の脂などの汚れを落とすことにより、ウイルスを手指からはがれやすくする効果があります。

※①～③を、2回繰り返すと効果的です。

※水や石けんが利用できない場合は、手指消毒用アルコールを使用してください。次亜塩素酸ナトリウム液は使用しないでください。

エ 部屋の換気をしましょう。

共有スペースや他の部屋も窓を開けるなど、定期的に換気をしましょう。

オ 家族が共通で触る場所は、定期的に清掃・消毒をしましょう。

(ア) 消毒の実施

- ①家族が手で触れるドアノブ、冷蔵庫や引き出しなどの取っ手、手すり、水栓レバー、スイッチなどは、水拭きするか、汚れがひどいときは中性洗剤などを用いて、表面の汚れを落としましょう。
- ②汚れを取った後で、必要に応じて、アルコール消毒液（70%）又は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）を用いて、消毒を行いましょ。また、トイレは、次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）を用いて消毒を行いましょ。

(イ) 注意事項

消毒は、基本的には拭き取りで、換気をしながら行いましょ。  
消毒剤の空間への噴霧は行わないでください。

(ウ) 家庭用洗剤による消毒

経済産業省が独立行政法人製品評価技術基盤機構に委託して行われた研究によると、家庭用洗剤に含まれる界面活性剤の中には、新型コロナウイルスの消毒に有効なものがあることが報告されています。

新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている洗剤の一覧は、次のホームページで公表されています。

【独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ】

『新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト』

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

カ 2歳未満の子どもへのマスクの着用はやめましょ。

2歳未満の子どもにマスクを着用すると、心臓や呼吸に負担になったり、窒息のリスクが高まったりします。2歳未満の子どもには、マスクの着用はやめましょ（日本小児科医会ホームページ 一部改変）。

キ 家族が、感染が疑われるなど、体調が悪くなったときは、次のことに気を付けましょ（一般社団法人日本環境感染学会のとりまとめを一部改変）。

(ア) 注意事項

- ①体調が悪くなった家族の部屋を分けましょ。
  - ・部屋を分けることが難しい場合には、2メートル程度の距離をとったり、カーテンなどで仕切る方法もあります。
  - ・本人は、共有スペースの利用を、最小限にしましょ。
- ②体調が悪くなった家族の世話は、できるだけ限られた人で行いましょ。
  - ・本人も世話をする人も、マスクを着用しましょ。
  - ・マスクを外すときには、マスクの表面には触らないように、ゴムやひもをつまんで外しましょ。
  - ・マスクを外した後は、石けんで手を洗いましょ。

③換気をしましょう。

④手で触れる共有部分を消毒しましょう。

⑤体調が悪くなった家族が使用したタオルやシーツ、服などは、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かしましょう。

・唾液や便などで汚れている場合には、手袋とマスクを着用して作業しましょう。

⑥ごみは密閉して捨てましょう。

・鼻をかんだティッシュは、すぐにビニール袋に入れましょう。

・処理後は、すぐに石けんで手を洗いましょう。

(イ) 夏場などでマスクを着用するとき

・夏場や、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高まります。こまめに水分補給を行い、冷房機器などを活用しましょう。

・屋外の人通りの少ない道など、人との距離が十分確保できる場合には、マスクの着用は不要です。

### (3) 地域での感染予防対策

町内会や地域での行事では、次のことに注意しましょう。

ア 発熱、咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い場合は、参加を控えましょう。

イ 換気をしましょう。

・2方向の窓を、30分に1回程度空けて、3分程度の換気を行いましょう。

・窓が1つしかないときは、入口のドアも開けましょう。

ウ 行事の場所、内容を考えましょう。

・広い場所で行う、部屋に入る人数を減らすなどの工夫をしましょう。

・屋外でも多くの人が集まることが考えられるときには、内容などを工夫しましょう。

・一つ飛ばしに座る、互い違いに座るなど、椅子の配置を工夫しましょう。

エ 手指の消毒ができるように手指消毒用アルコールを準備しましょう。

オ 感染者が発生した場合に備え、参加者の連絡先（名前・電話番号など）の把握に努めましょう。

### (4) 配慮を必要とする人たち（子ども、高齢者など）に注意していただきたいこと

#### ア 子ども

子どもの感染者は成人に比較して少なく、重症化する割合も少ないようです。しかし、成人と同様に肺炎を起こして、呼吸状態が悪くなることもあるので注意が必要です。また、一般的に小児ぜんそくなどを持っている子どもの呼吸器感染症は、重症化する可能性があります。



母乳については、感染した女性の母乳からウイルスは検出されなかったという報告がありますが、母親が感染している場合は、接触や咳などで子どもに感染させるリスクがあるので、直接の授乳は避けましょう。

感染予防対策も重要ですが、乳幼児健診や予防接種も、病気や発達の遅れの早期発見や予防可能な病気への対策のために重要です。集団健診では1回の人数を少なくするなどの感染予防対策を行う一方、医療機関での個別健診も実施しています。また、すべての定期予防接種は個別に医療機関で受けることができるので、かかりつけの医療機関に相談しましょう。

(日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A)

#### イ 高齢者

高齢者が感染した場合、若年者と比較すると、重症化するリスクが高いため、「3つの密」を避ける、手洗い、消毒、換気などの感染予防の対策に、特に努めましょう。

また、ずっと家に閉じこもっていたり、食事を抜いたり、誰とも会話しなかったりすると、「フレイル（心身の活力が低下し、要介護へ移行する中間の状態）」が進行する恐れがあります。感染症対策とともに、フレイル予防も重要となります。

高齢者のみの世帯や一人暮らしの方などは、人との会話が少なくなったり、地域との繋がりが希薄となりやすい傾向にあります。近所の人どうし声掛けを行うなど、地域ぐるみで支援しましょう。

#### ウ 障害者（児）

全ての障害が、新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクではありませんが、基礎疾患のある人は、重症化のリスクが高いため、そのような病気で障害を持たれた人は、「3つの密」を避ける、手洗い、消毒、換気などの感染予防対策に特に努めましょう。

#### エ 妊婦

現時点では、妊娠後期に感染したとしても、経過などは妊娠していない人と変わらないとされています。海外では、胎児の感染症例が報告されていますが、胎児の異常や死産・流産をおこしやすいという報告はありません。

しかし、一般的に、妊婦が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があるため、「3つの密」を避ける、手洗い、消毒、換気などの感染予防対策に特に努めましょう。

また、相談・受診の目安で、妊婦は、発熱や咳などの比較的軽い症状の場合でも、念のため、重症化しやすい人と同様に、早めに相談窓口にご相談しましょう。

(国立成育医療研究センターホームページ、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策 妊婦の方へ」)

### 3 発生時の対策

新型コロナウイルス感染症の対策は、日頃からの感染予防と、万が一感染した場合、家族などに感染を拡げない対応を理解し、準備しておくことが重要です。誰もが感染しうる可能性があること、また、気づかないうちに周りの人に感染させてしまう可能性があることを理解し、冷静な判断や行動を心掛けることが必要となってきます。

そのため、感染症が心配な時の相談、検査、療養をはじめ積極的疫学調査への協力、人権擁護などの取組みなど、不安の軽減やとるべき行動に繋がるよう、感染症発生時の対策を次に示しています。

#### (1) 相談

初期の症状は発熱、咳、倦怠感といった風邪と同じような症状が多く、感染したという自覚がない場合もあります。初期の段階で診断されれば、早期に治療を受けることができ、重症にならなかつたり、家族や身近な人に感染を拡げることが防ぐことにも繋がります。そのため、早めに相談窓口にご相談することが重要です。

#### 【相談・受診の目安】(厚生労働省)

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ・上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が（4日以上）続く場合（強い症状と思う場合、解熱剤を飲み続けなければならない方は、すぐに相談）
- ・国の基準にはないが、臭いや味が変わると感じる場合や、一度 37.5℃以上の発熱があった後、すぐに平熱に下がり、数日後再び発熱する場合も相談

#### 【症状や受診に関する相談窓口】

電話：082-513-2567（24時間対応） （広島県東部保健所）

### 【相談・受診の前に心がけること】

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談する。

## （２）受診

相談窓口にご相談し、受診を勧められた場合、まず、かかりつけ医などに電話で相談します。なお、受診する場合、マスクを着用して、手洗いや咳エチケットを徹底し、医療機関の指示に従いましょう。オンライン診療を実施している医療機関もあります。

また、医師により検査が必要と判断された場合、「帰国者・接触者外来」を受診することとなります。相談窓口で紹介されるため、受診の際は、健康保険証を持参してください。なお、受診料が必要となる場合があります。

### 【帰国者・接触者外来】

- ・尾三圏域・・・5か所
  - ・福山・府中圏域・・・6か所
- ※ 相談窓口で、受診する医療機関が紹介される。

※基本的には、帰国者・接触者外来で検体採取を行うが、かかりつけ医等でも実施される場合もあるため、まずはかかりつけ医に相談をすること。

## （３）検査

- ・PCR検査・・・鼻から採取する場合と唾液による場合とがある。
  - 医療保険が適用される。
  - 検体の搬送が必要であり、さらに結果が出るまで数時間が必要。
- ・抗原検査・・・鼻から採取する場合と唾液による場合とがある。
  - 医療保険が適用される。
  - 結果は30分程度で出るが、陰性の場合PCR検査が必要な場合がある。  
(発症後2～9日までで抗原検査が陰性の場合、PCR検査は不要)

#### (4) 検査結果

陰性の場合、その時点では感染していないということです。ただし、「濃厚接触者」として検査を受けた場合、検査結果が陰性であっても、感染初期ではウイルス量が少ないために陰性となる場合があるため、実際は感染している可能性もあることから、感染者と接触した後 14 日間は健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控えてください。

陽性の場合、新型コロナウイルス感染症の感染者となるため、感染症法に則った対策が実施されます。

まず、診断した医師から保健所に届出がされます。その届出に基づいて、保健所は感染者に入院を勧告し、その後、入院による治療となります。なお、入院医療機関の状況によっては、無症状や軽症の場合は、宿泊施設への入所や自宅療養となる場合もあります。入院中・入所中は家族などとの面会はできません。なお、勧告による入院の場合は、感染症法第 37 条に基づき、入院に関する費用は公費で負担されます。

また、感染拡大防止のため、保健所から就業制限について通知されます。この就業制限とは、感染を拡げるおそれなくなるまでの間、仕事をしてはいけないということです。制限の対象になる業務は、接客業をはじめ多くの人に接触する業務です。

#### 【医療機関など】

入院医療機関・・・広島県内 266 床

宿泊施設・・・・・・広島県内 150 室

※広島県新型コロナウイルス感染症患者トリアージセンターにおいて、患者の受入れ先、搬送等について調整が行われる。

#### (5) 積極的疫学調査

感染者が発生した場合、保健所は感染者の行動歴や行動範囲などを調査して、可能な範囲での感染源の推定及び濃厚接触者等の把握と、適切な管理による感染拡大防止を行います。この調査を「積極的疫学調査」といいます。感染症法第 15 条に規定されており、保健所が調査を行います。まず、感染者から、発症 2 日前から入院するまでの行動の聞き取りをして、濃厚接触者等（感染者と接触のあった人）を特定します。

濃厚接触者とは、感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内などを含む）があった人、手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで「感染者」と 15 分以上の接触があった人のことです。

## (6) 退院・退所

退院・退所に関する基準は、次のとおりです。

### 【症状のある人】

- ・発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
- ・発症日から10日間経過以前に症状が軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後にPCR検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

### 【症状のない人】

- ・陽性確定の検体採取日から10日間経過した場合
- ・陽性確定の検体採取日から6日間経過した後にPCR検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

## (7) 濃厚接触者等への対応

積極的疫学調査により特定された濃厚接触者等に対しては、感染拡大防止のため、感染者と接触した後、14日間は不要不急の外出を控えるようお願いしています。その間、毎日の検温などの健康状態の確認を行います。

なお、感染者の速やかな発見のために、濃厚接触者等と特定された時点で、濃厚接触者等全員にPCR検査などを実施します。ただし、検査結果が陰性であっても、感染初期ではウイルス量が少ないために陰性となる場合があるため、実際は感染している可能性があることから、前述したとおり、感染者と接触した後、14日間は不要不急の外出は控えてください。

## (8) 消毒

世界保健機構（WHO）は、新型コロナウイルスは、プラスチックやステンレスの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。接触感染防止のため、次のような消毒を行ってください。

- ・感染者周囲の高頻度接触部位や物品などはアルコール消毒液（70%）あるいは次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）による消毒
- ・感染者が使用したトイレは次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）又はアルコール消毒液（70%）による消毒

## 4 退院した人への対応

### (1) 健康観察

退院・退所及び自宅療養後4週間は、毎日体温測定を行うなどの自己健康管理をしながら社会生活を行っていただきます。この間、保健所は、定期的に健康観察（発熱や呼吸器症状の有無など）の連絡を行い、心身の状態の変化の早期把握に努めています。

症状がある場合は、医療機関受診の必要性を検討したり、不要不急の外出を控えることを依頼しています。

#### 【健康観察の主な内容】

- ・体温
- ・呼吸器症状の有無（咳、呼吸困難、鼻汁・鼻閉、咽頭痛）
- ・その他の心身の状態（味覚・嗅覚異常、吐き気、頭痛、全身倦怠感、胃腸症状など）
- ・基礎疾患のある場合、その管理

### (2) 職場復帰の取組み

仕事をされている方の復職時期については、退院、宿泊療養及び自宅療養の解除の基準を満たすことで就業制限の解除とし、解除時のPCR検査は必須ではありません。

#### 【職場復帰の目安】

次の両方の条件を満たすこと

- ・発症後に少なくとも10日が経過している。
- ・薬剤（※1）を服用していない状態で、解熱後及び症状（※2）消失後に少なくとも3日が経過している。

※1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

※2 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

職場復帰の目安を満たしても、感染者自身、また受け入れる事業所としても感染リスクの不安は拭えません。そのため、次のような考え方を参考に、本人、職場と相談してください。

- ・退院時の主治医からの指示を参考にすること。
- ・症状の有無にかかわらず、退院・退所及び自宅療養後2週間の自宅待機・在宅勤務が望ましい。

- ・自宅待機・在宅勤務が困難な場合は、復帰後2週間は、マスクの着用など感染予防対策を行う。体調不良を認める際には出社を控える。
- ・退院・退所及び自宅療養終了後4週間は、保健所が電話などにより積極的に健康観察を実施する。体調変化時には復帰、また出勤を控える。

また、学校などの出席については、各学校などに相談してください。

## 5 人権擁護などの取組み

### (1) いわれなき誹謗・中傷、風評被害防止の啓発

感染者やその家族、同僚、医療関係者、事業所などに対し、SNS などにおける誹謗中傷や差別的な書き込みがされたり、拡散されることで、いわれなき誹謗・中傷・差別、風評被害を受ける事例が全国で発生しています。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染者は1日でも早く回復したいと考え、病気と闘っています。いわれなき誹謗や中傷は、さらなる苦しみや悔しさをも背負うこととなりますので、正確な情報を確認し、感染者などの人権に配慮した冷静な行動に努めてください。厚生労働省や県・町が、積極的に正確な情報を発信していきます。

**恐れるべきは人ではなくウイルスです。**

(公益財団法人 人権教育啓発推進センターホームページより)

### (2) 情報公開の考え方

新型コロナウイルス感染症をはじめとして、感染症に関する情報については、その発生予防及び拡大防止に必要な情報は、個人情報の保護には十分留意して、積極的に公表します。

広島県における公表内容については、陽性と判明した日に、年齢、居住地、症状、入院等状況、他事例との関係及び県外往来の有無に絞り込んで公表することとなります。このことで、個人情報を守秘するとともに、聞き取り調査の精度を上げ、調整に要する時間短縮と積極的疫学調査の効果を上げることに繋がります。集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例については、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行います。

濃厚接触者等の特定のために必要な情報を公開することがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。